

自社内開催認定準備コースについて

一般社団法人ステップボーンカット協会（マスター受講申請時説明）

【目的と方針】

1. STEP BONE CUT ACADEMYの特許技術、商標及びコンテンツを使用した自社内認定養成講座開催について取り決めるものとする。
2. 全ての人の幸せの源であり、同会員全員の財産である、ステップボーンカット特許の健全な普及と発展に寄与する人材を育成することを、指導方針とする。

【概要】

1. ステップボーンカット特許の健全な普及と発展に寄与する貢献度の高い認定法人は、新会員となる自社内スタッフの育成管理責任を含むことを条件に、基礎、テクニックの自社内認定養成講座を開催できる。
2. 自社内認定養成講座毎に本部に認可申請し、当協会が判定する。

【開催条件】（入会規約記載）

下記の条件を満たすことで、自社雇用スタッフに基礎、テクニック社内認定講座を開催できる。

1. オススメサロンに登録済みであること。
2. 前回の総会及び、前回のエリアサミットに参加済みで、年1回の自社内講師の判定試験に合格すること。（有効期間は翌年の自社内講師の判定試験までとする）
3. 総会、エリアサミットに意欲的に参加し、社内に最新情報を伝えていること。
4. 会員を育成する担当講師と同じ責任を持つため、エリア委員会、エリア会員に意欲的に貢献し、会員の役割を伝えられるふさわしい認定法人及び、社内講師であること。
5. 受講者は、自社内講師の所属する認定法人より、給与、または報酬を3ヶ月以上支払っている雇用者、または業務委託者に限定する。
6. スタイリスト認定は個人資格であり本人に付随することを承諾する。
7. 認定法人所属の新会員は、個々に団体会員の特許技術使用ライセンス料（年会費）が、社内基礎準備コース開始日より必要であることを承諾し、新会員個々の銀行自動引落の設定をし、法人一括での引き落としは不可であること。
8. 【入会から基礎講座まで】の項目に従い、全国統一試験を受験合格を目的とすること。
9. 自社内で受講する団体会員に対して、認定法人がこの規約の保証人となること。
10. 自社内認定講座の協会本部に支払う費用（税別）

開催ライセンス費用、認定試験料、認定登録料含む

基礎認定講座	88,000円	（入会特典 専用シザー 無料リース）
テクニック認定講座	60,000円	

【損害賠償】

1. 所属会員が起因したあらゆる不祥事案に関しては、当該会員の自己責任において解決するものとし、当該事案に関連して協会本部に損害が及んだ場合は、会員は、直ちにその損害の賠償を行う義務があること。
2. 協会本部が禁止事項を把握した場合、協会本部は所属会員に対し損害賠償請求をするものとし、所属会員は、速やか賠償に応じなければならないこと。
3. 会員退会後も同じ効力であること。

【その他】

1. 上記の義務等に違背したときは、自社内認定準備コース開催の権利が剥奪され、程度によっては、当協会からの退会を命じられ、ライセンス使用契約が更新されないこと。

(変更の理由)

1. 2019年の、大規模なコースマニュアル、仕組みの改善変更のため、通常のマスタースタイルでは対応できないため。
2. 会員の財産であるステップブーンカット特許の健全な普及と発展に寄与することの認知を高めるため。（本部コースを受講した会員に比べ、自社内受講した会員の多数が退会の報告なく、連絡が取れないこと。会員としての自覚が極端に少ない結果を改善するため）

本規約は、事前の予告なしに変更されることがあります。

本協会の規約は、ホームページにアップされた時点で、施行される。

この規約は2019年9月1日から施行する。 無断転載禁止

一般社団法人ステップブーンカット協会